

令和 3 年第 2 回（6 月）

川口市議会定例会

一般議案

令和3年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 59号	川口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例……	1
議案第 60号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……	2
議案第 61号	川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……	3
議案第 62号	川口市税条例等の一部を改正する条例……	4
議案第 63号	川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……	9
議案第 64号	川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	17
議案第 65号	川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例……	20
議案第 66号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	21
議案第 67号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	23
議案第 68号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	24
議案第 69号	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……	25
議案第 70号	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例……	26
議案第 71号	川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例を廃止する条例……	27
議案第 72号	工事請負契約の締結について（新庁舎立体駐車場ほか建設工事のうち建築工事）……	28
議案第 73号	工事請負契約の締結について（青木会館建設工事）……	29
議案第 74号	工事請負契約の締結について（青木会館建設工事のうち電気工事）……	30

議案第	75号	財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型））	31
議案第	76号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ-B型））	32
議案第	77号	財産の取得について（高等学校GIGAスクール用端末）	33
議案第	78号	専決処分の承認について（令和2年度川口市一般会計補正予算）	34
議案第	79号	専決処分の承認について（令和2年度川口都市計画土地区画 整理事業特別会計補正予算）	37
議案第	80号	専決処分の承認について（令和3年度川口市一般会計補正予 算）	39
議案第	81号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条 例）	50
議案第	82号	専決処分の承認について（川口市保健衛生関係事務手数料条 例の一部を改正する条例）	56
議案第	83号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立上青木保育 所）	58
議案第	84号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口西保育 園）	59
議案第	85号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立並木東保育 園）	60
議案第	86号	市道路線の認定について（神根第538-2号線）	61
議案第	87号	市道路線の認定について（鳩ヶ谷第557-1号線）	62
議案第	88号	川口市監査委員の選任同意について	63
議案第	89号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	64
議案第	90号	人権擁護委員の候補者の推薦について	65

議案第 59号

川口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

川口市固定資産評価審査委員会条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条第4項中「記載し、提出者がこれに署名し、及び押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 60号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」及び「第19条第10号」の次に「の規定」を加える。

第3条第2項及び第3項中「記載」を「記載され、」に改める。

別表第1の1の項中「別表第1の15の項右欄」を「別表第1の15の項下欄」に改め、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

別表第2中8の項を削り、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 61号

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条中「ほか」の次に「、特殊勤務手当の支給方法その他特殊勤務手当の支給に関し」を加え、「別に」を削り、同条を第21条とする。

第18条の次に次の2条を加える。

（支給額の調整）

第19条 職員が同一の日に特殊勤務手当の支給される2以上の業務に従事したときは、規則で定めるところにより、当該特殊勤務手当の全部又は一部を支給しないものとする。

（支給制限）

第20条 管理職手当を受ける職員その他の職員には、規則で定めるところにより、特殊勤務手当を支給しないものとする。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 62号

川口市税条例等の一部を改正する条例

(川口市税条例の一部改正)

第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の2第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条」を「この条」に改める。

附則第6条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7条中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第

27項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第12条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第14条の2第1項中「附則第14条」を「前条」に改め、同項ただし書中「場合の」を「場合における」に改める。

附則第17条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項及び第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第23条の2中「第18項から第20項まで、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項」を「第15項から第17項まで、第26項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第24条の3第2項中「平成33年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条の7に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(川口市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川口市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、川口市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「第31項」の次に「に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」

を加え、同条例第52条第4項から第6項までを削る改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中川口市税条例附則第7条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中川口市税条例第24条第2項、第36条の2第2項、第36条の3の3第1項及び第53条の7並びに附則第6条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第3条第3項及び第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第6条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械

装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。次項において「令和2年改正法」という。）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第11条の2第16項の規定は、令和3年4月1日以後に令和3年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては令和2年改正法の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、同月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する令和3年改正法附則第1条第7号に掲げる規

定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 63号

川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第17章 雑則(第215条) 附則」に改める。

第196条の11中「196条の11」を「第196条の11」に改める。

第214条第1項中「特例介護給付費」を「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

本則に次の1章を加える。

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第215条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他

これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。

）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第14条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11、第207条並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第53条第1項、第103条第1項（第109条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第3章 雑則（第61条）
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第61条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則（第92条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 9 2 条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 3 章 雑則（第 47 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 47 条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副

本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第67号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するも

の（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第68号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例（令和元年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第8章 雑則（第105条）
附則」に改める。

第6条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第23条第4項中「第23条4項」を「第23条第4項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

（電磁的記録等）

第105条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。

）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項及び第17条（これらの規定を第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条中川口市指定障害

福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第196条の11及び第214条第1項の改正規定並びに第8条中川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第7項及び第23条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 64号

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第7条の2 保護施設は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第7条の3 保護施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者等に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第1項中「次項（第22条第3項において準用する場合を含む。）」を「同項」に改める。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対

策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。

第40条を次のように改める。

(設備及び運営の基準)

第40条 第2条から第6条まで、第7条(第2項を除く。)から第10条まで及び前章第4節(第28条第2項を除く。)の規定は、社会事業授産施設について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第7条の3(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第7条の3第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第18条第2項(新条

例第26条、第33条（新条例第40条において準用する場合を含む。）及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 65号

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等
に関する条例の一部を改正する条例

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第2項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

第19条第1項中「社会福祉法第2条第3項第8号」を「同法第2条第3項第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 66号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則（第41条）
附則」に改める。

第26条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録）

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は令和3年7月1日から、第26条第1項第4号の改正規定及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。

（母子生活支援施設の長に係る経過措置）

- 2 第26条第1項第4号の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の川口

市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者は、この条例による改正後の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 67号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第49条）
附則」に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の
次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に改め、「
のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号
）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」
を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副
本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定
され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。）により行うことができる。

附 則

この条例中第6条の改正規定は公布の日から、目次の改正規定及び本則に1章を
加える改正規定は令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 68号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 69号

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表川口市立仲町保育所の項を次のように改める。

川口市立横曽根保育所	川口市南町1丁目2番37号	120人
------------	---------------	------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 70号

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 71号

川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例を廃止する条例

川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例（平成30年条例第23号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例
第9号）の一部を次のように改正する。

別表美術館建設基本構想・基本計画審議会の項を削る。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 72号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎立体駐車場ほか建設工事のうち建築工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 1,496,000,000円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市本町4丁目11番6号
川口土建・埼和特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市本町4丁目11番6号

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

埼玉県川口市末広3丁目14番10号

埼和興産株式会社

代表取締役 北 濱 雄 嗣

上記代表者

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 73号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 青木会館建設工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木3丁目3番1号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 841,500,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市青木2丁目5番10号
埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 74号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 青木会館建設工事のうち電気工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木3丁目3番1号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 195,047,600円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市芝下2丁目17番11号
高山電設工業株式会社

代表取締役 阿 部 憲 夫

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 75号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種類 救助工作車（Ⅲ型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 小峰ビル
5階
帝商株式会社埼玉営業所
営業所長 伊藤 昌弘
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 202,400,000円

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 76号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都千代田区外神田5丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 藤井利男
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 63,910,000円

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 77号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高等学校G I G Aスクール用端末
- 2 納入場所 川口市上青木3丁目1番40号
- 3 納入者 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目107番地2
D y n a b o o k 株式会社北関東支店
支店長 太 田 正 彦
- 4 数 量 1, 1 2 0 台
- 5 取得価格 5 0, 5 0 6, 9 4 0 円

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 78号

専決処分の承認について

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和2年度川口市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度川口市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画改定事業	2,340 千円
3 民生費	2 老人福祉費	介護従事者等ウイルス検査事業	89,703
4 衛生費	1 保健衛生費	病院事業会計負担金	230,000
7 商工費	1 商工費	感染防止対策協力金支給事業	5,463
8 土木費	2 道路橋りょう費	網代橋耐震補強事業	37,710
	3 河川費	永堀川整備事業	75,603
	4 都市計画費	元郷駅六間通り線（2工区）街路整備事業	53,739
		南浦和前川線街路整備事業	47,089

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	市街地施設付住宅除却事業	322,545千円	333,921千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	86,633	140,372

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	25,903千円	56,573千円
	4 都市計画費	里地区住宅市街地総合整備事業	38,964	50,494

議案第 79号

専決処分の承認について

令和2年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和2年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和2年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理事業費	3 芝東第4事業区画整理費	芝東第4事業費	57,531 千円

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 土地区画整理事業費	6 石神西立野特定事業区画整理費	石神西立野特定事業費	87,107千円	98,906千円
	7 安行藤八特定事業区画整理費	安行藤八特定事業費	56,940	81,540
	8 里事業区画整理費	里事業費	40,400	114,024

議案第 80号

専決処分の承認について

令和3年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和3年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年4月12日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和3年度川口市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度川口市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,365,535千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		44,236,043	592,000	44,828,043
	2 国庫補助金	4,339,905	592,000	4,931,905
20 繰入金		10,102,934	133,535	10,236,469
	1 基金繰入金	10,102,933	133,535	10,236,468
歳入	合計	209,640,000	725,535	210,365,535

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		97,925,187	704,000	98,629,187
	3 児童福祉費	41,684,043	704,000	42,388,043
4 衛生費		24,254,377	21,535	24,275,912
	1 保健衛生費	13,751,590	21,535	13,773,125
歳 出	合 計	209,640,000	725,535	210,365,535

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	44,236,043	592,000	44,828,043
20 繰入金	10,102,934	133,535	10,236,469
歳入合計	209,640,000	725,535	210,365,535

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	97,925,187	704,000	98,629,187
4 衛生費	24,254,377	21,535	24,275,912
歳出合計	209,640,000	725,535	210,365,535

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 県 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
592,000	0	0	112,000
0	0	0	21,535
592,000	0	0	133,535

2 歳 入

16款 国庫支出金 2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	972,807	592,000	1,564,807
計	4,339,905	592,000	4,931,905

20款 繰入金 1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	6,116,175	133,535	6,249,710
計	10,102,933	133,535	10,236,468

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交付 金	592,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金 補助基本額 32,000 の 10/10 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金 補助基本額 560,000 の 10/10	32,000 560,000

1 財政調整基金 繰入金	133,535	財政調整基金繰入金	133,535

16款 国庫支出金 20款 繰入金

3 歳 出

3 款 民生費 3 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
16 子育て世帯生活支援特別給付費	0	704,000	704,000	592,000 国庫支出金			112,000
計	41,684,043	704,000	42,388,043	592,000	0	0	112,000

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

6 保健所費	73,105	21,535	94,640				21,535
計	13,751,590	21,535	13,773,125	0	0	0	21,535

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	1,060	消耗品費 160 印刷製本費 900	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 【子育て支援課】 704,000
11 役務費	23,020	通信運搬費 3,282 口座振替手数料 1,046 人材派遣手数料 18,692	
12 委託料	7,920	システム開発・保守委託料 7,920	
18 負担金・補助 及び交付金	672,000	子育て世帯生活支援特別給付金 672,000	

12 委託料	20,434	P C R 検査等委託料 20,434	P C R 検査実施事業【管理課】 21,535
13 使用料及び賃 借料	1,101	会場等借上料 1,101	

3 款 民生費

4 款 衛生費

議案第 81号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄
税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第
8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第5
3条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の
所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する
令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加え
る。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由す
べき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の
2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該
退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退
職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中
「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「
支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき
」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第84条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から
令和5年度」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は
令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4
年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元
年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「
令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第13条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「額）」を「額。以下この項において同じ。）」に、「額を」を「額（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を」に改める。

附則第14条の2に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について川口市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）による改正前の川口市税条例附則第14条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第14条の3第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

ては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第15条中「同条第1項」を「附則第14条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第16条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第17条第1項中「次項から第5項まで」を「以下この条」に改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第20条の2中「平成30年改正法附則第22条」を「令和3年改正法附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「額）」を「額。以下この条において同じ。））」に、「額を」を「額（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第22条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の川口市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 82号

専決処分の承認について

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）」を削る。

第22条を削る。

第23条第1号中「8, 100円」を「4, 600円」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条中「第23条」を「第22条」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

附則第4項中「食品衛生に関する条例」を「食品衛生に関する条例を廃止する条例（令和3年埼玉県条例第21号）による廃止前の食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）」に、「条例」を「旧条例」に改め、同項の表中「条例」を「旧条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市保健衛生関係事務手数料条例第22条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 83号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立上青木保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市飯塚1丁目2番16号

株式会社WITH

代表取締役 新 井 実

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 84号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口西保育園

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市幸町3丁目5番33号

学校法人文化学園

理事長 浅 沼 良 臣

- 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 85号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立並木東保育園

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝西2丁目7番35号

学校法人嶋根学園

理事長 嶋 根 謙 太

- 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 86号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第538-2号線	大字新井宿字諏訪山1110番26地先	大字新井宿字諏訪山1110番19地先		4.0	108.3

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 87号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第557-1号線	八幡木2丁目28番52地先	八幡木2丁目28番56地先		4.0	36.7

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 88号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求める。

記

澤野 高 雄 昭和36年3月30日生 本庄市前原1丁目1番21-30
1号 コスモ本庄前原

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 澤野 高 雄
生年月日 昭和36年3月30日
現住所 本庄市前原1丁目1番21-301号 コスモ本庄前原

昭和54年	4月	関東信越国税局総務部総務課採用
平成27年	7月	富岡税務署長
平成28年	7月	関東信越国税局課税第一部資料調査第一課長
平成30年	7月	関東信越国税局総務部総務課長
令和元年	7月	関東信越国税局課税第一部次長
令和2年	7月	関東信越国税局徴収部長

議案第 89号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

記

小林 政 仁 昭和55年2月22日生 さいたま市岩槻区美園東1丁目1
8番地9

令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小林 政 仁

生年月日 昭和55年2月22日

現住所 さいたま市岩槻区美園東1丁目18番地9

平成23年 3月 税理士登録

令和 元年 1 1月 川口商工会議所議員

令和 2年 6月 川口市公有財産管理委員会委員

令和 3年 4月 関東信越税理士会川口支部研修部長

議案第 90号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

磯部 征 児 昭和51年9月8日生 川口市中青木3丁目12番21号
令和3年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 磯部 征 児

生年月日 昭和51年9月8日

現住所 川口市中青木3丁目12番21号

平成21年 2月 アイソン株式会社代表取締役

令和 2年 5月 川口市立青木中学校PTA副会長